

宮城県における農林業系放射性廃棄物処理の現状と課題

—自治体アンケート調査を通して—

鳴原 敦子*

目 次

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 1. はじめに | |
| 2. 原発事故に伴う放射性廃棄物処理の現状 | 4. 自治体における原発事故影響と課題 |
| 1) 放射性廃棄物の法的根拠と問題の所在 | —自治体アンケート調査から— |
| 2) 福島県外における処理方針の推移 | 1) アンケート調査の概要 |
| 3. 宮城県における原発事故影響と廃棄物 | 2) 回答の集計結果 |
| 1) 放射性廃棄物発生に至る経緯 | 5. 考察 |
| 2) 廃棄物処理をめぐる動向 | |

1. はじめに

東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「原発事故」という。）は、県境を超えて拡散された放射性物質によって、東北・関東地方に広く放射能汚染をもたらした。津波による甚大な被害があった宮城県にも複合的影響がもたらされ、とりわけ一次産業の生産基盤たる環境（土壌、大気、水）の再生は、地域社会の再生にとって重要な課題となっている。なかでも喫緊の課題となっているのが、放射性物質によって汚染された廃棄物処理の問題である。汚染稲わらや牧草などの農林業系放射性廃棄物処理をめぐる問題は、福島県内に留まらずその近隣県においても深刻な課題として地域社会に残されているが、現在進行形の問題でもあることから、その検証は未だ十分になされてきてはいない(注1)。

本稿の目的は、福島県に隣接する宮城県において、原発事故によってもたらされた影響のひとつである放射能汚染廃棄物処理をめぐる問題について、これまでの経緯と県内自治体及び地域社会が抱える現段階での課題を明らかにすることにある。それを通して、影響が広域にわたる可能性の高い原子力災害対応の課題について、一考察を加えたい。

2. 原発事故に伴う放射性廃棄物処理の現状

1) 放射性廃棄物の法的根拠と問題の所在

まずはじめに、放射能によって汚染された「廃棄物」の定義と法的根拠について確認しておきたい。戦後日本の四大公害病の発生を受けて1967年に制定された「公害対策基本法」では、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）について公害の対象範囲や国、自治体、公害発生源者（主に企業）の責任を規定している。しかし第8条において「放射

*東北大学大学院農学研究科学術研究員

性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止のための措置については、原子力基本法（1955年）その他の関連法律で定めるところによる」と規定され、放射性物質は適用除外とされている。さらにこれに続いて制定された大気汚染防止法（1968年）、水質汚濁防止法（1970年）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）（1971年）なども同様に、放射性物質による汚染は適用除外と規定されてきた。その後、公害対策基本法の廃止に伴って1993年に制定された環境基本法でも、13条において放射性物質による環境汚染等の防止についての適用除外規定はそのまま引き継がれており、同様に環境影響評価法、土壌汚染対策法、循環型社会形成促進基本法、資源の有効な利用の促進に関する法律などでも適用除外の規定は踏襲されてきた。

他方、原子力法制は原子力基本法（1955年）を頂点に、原子炉等規制法（1957年、2012年改正）、原子力規制委員会設置法（2012年）、そして茨城県東海村におけるJCO臨界事故を機に成立した原子力災害対策特別措置法（1999年）によって成る（下山、2017、p. 21）。しかしこの原子力災害対策特別措置法は、災害に際し原子力事業者や国や自治体が直ちに対策をとることを定めたものに過ぎず、原子力災害はたとえ発生したとしても短期に速やかに収束することが前提となっていた（鄭、2019、p. 49）。こうした原子力法制と環境法制における放射性物質をめぐる規定のすみわけによって、放射性物質による環境汚染に対処する法体制が整備されていない状況下で、今般の原発事故は起きたのである。（北村、2013；大塚、2013）

平成23年3月の原発事故を機に、国は放射性物質による環境汚染への対応に迫られる。そこで議員立法によって制定されたのが、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下、「特措法」という。）である。これに伴って、平成24年6月に公布された原子力規制委員会設置法の附則により環境基本法13条の適用除外規定が削除されることになる。この改正によって、今後環境法体系の下で放射性物質も環境汚染防止措置の対象として位置付けられることになった。

一方、これによって改正環境基本法と個別の環境法の整合性を測る観点から、個別環境法にも踏襲されていた適用除外規定等を整備する必要性が出てきた。そこで平成24年11月30日、中央環境審議会から環境大臣に対して「環境基本法の改正を踏まえた放射性物質の適用除外規定に係る環境法令の整備について」（意見具申）が出された。そこでは大気汚染防止法、水質汚濁防止法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、環境影響評価法について、改正環境基本法の趣旨等を踏まえて適用除外規定の削除を検討することが必要と指摘されている。また、現時点で適用除外規定の削除の適否を判断することは適当ではなく、他法令との関係など現行法の施行状況を見ながら別途検討するものとして、廃棄物処理法及び関連諸法（注2）が挙げられている。つまり原発事故を経て、環境基本法上は放射性物質は汚染防止措置の対象になったものの、廃棄物処理法はじめ個別の環境法制の中には適用除外規定が残されているという「法制度の欠落」（岡山、2016、p. 50）状況がある中で、特措法のもとでの廃棄物処理が求められているという現状がある。

宮城県における農林業系放射性廃棄物処理の現状と課題
—自治体アンケート調査を通して—

この特措法によって、原発事故以前から存在していた「高レベル放射性廃棄物」に、いくつかの追加的な廃棄物の分類が加えられることになった(注 3)。原発事故に関わって国が処理を行う廃棄物は「対策地域内廃棄物」と「指定廃棄物」とに分けられる。「対策地域内廃棄物」とは、原発事故によって避難指示が出された旧警戒区域、旧計画的避難区域（福島県浜通りの 11 市町村の全部または一部が該当）内にある廃棄物のうち、一定の要件に該当するものとされ、地震・津波によって生じたがれき、家屋解体によって生じた廃棄物等がこれに含まれる。また「指定廃棄物」とは、事故由来放射性物質による汚染状態が 8000Bq/kg を超えると認められ、かつ環境大臣の指定を受けた廃棄物とされ、主に焼却灰や農林業系廃棄物(稲わら、堆肥)などが含まれる。これによって福島県の近隣県においては、原発事故由来放射性物質による汚染状態が 8000Bq/kg を超えると認められ環境大臣の指定を受けた「指定廃棄物」と、8000 Bq/kg 以下廃棄物の扱いが、問題として浮上したのである。

そもそも特措法は、福島第一原発事故後の緊急状況に対処する必要性から汚染廃棄物の処理や除染等の緊急措置を可能とするために制定された法律であった。したがって特措法附則第 5 条では「政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所用の措置を講ずるものとする」と定めている。

この第 5 条の見直しの年にあたる 2015 年 7 月 16 日、日本弁護士連合会は「放射性物質汚染対処特措法改正に関する意見書」を提出し、「国は特措法施行規則第 14 条を改正し、指定廃棄物の指定基準である『8000Bq/kg』超という数値を、放射性物質利用に伴い発生する廃棄物等の処理等の安全性のための最低限の基準であるクリアランスレベル(注 4)が 100Bq/kg であることを十分踏まえて、相当程度引き下げるべきである」と述べ、指定廃棄物の指定基準の再検討を促している。その理由として、廃棄物処理法は、廃棄物の定義から「放射性物質及びこれによって汚染された物」を除外している(第 2 条 1 項)こと、そして「放射性物質及びこれによって汚染された物」に該当するか否かを定める基準(クリアランスレベル)については、セシウム合計 100 Bq/kg 以下とされていることから、「放射性物質及びこれによって汚染された物」に該当する物は、廃棄物としての処理はできず、低レベル放射性廃棄物処理施設で長期保管しなければならないなど厳格な管理が必要になる。にもかかわらず特措法が、指定廃棄物の指定基準を 8000 Bq/kg 超と定めたうえで放射性物質が含まれていない廃棄物と同様に焼却や埋立てができることは、「放射性廃棄物の基準を 80 倍に緩和するもの」で問題であると述べているのである。(注 5)

しかし特措法附則 5 条の見直し検討のため設置された放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会は「現行の除染実施計画が終了する時期(平成 28 年度末)を目途に、現行の施策に一定の進捗があることを前提として、改めて特措法に基づく一連の措置の円滑な完了に向け必要な制度的手当て等を行うべきである」とし、制度の見直しを先送りした(注 6)。

このように、放射性廃棄物処理に関する法的根拠が原発事故を機に変更を迫られたが、個別の法改正を含めた環境法体系が未整備であるという問題と、緊急措置を可能にするために制定された特措法自体に、既存法との基準の整合性が取れていないという矛盾が生じている問題とがある。こうした背景のもと、福島近隣の被災地自治体では、「速やかな」廃棄物処理の対応が迫ら

れているという状況にある。

2) 福島県外における処理方針の推移

それでは特措法のもとでの、放射性廃棄物処理に関する具体的な政策の推移を見ていきたい。

平成 23 年 8 月 30 日に特措法が交付された後、平成 23 年 11 月 11 日に閣議決定された「放射性物質汚染対処特措法の基本方針」において、県内で発生した指定廃棄物は当該県内で処理することが定められた。その後、環境省は平成 24 年 1 月 20 日付け通知「指定廃棄物の処理に向けた基本的な考え方について」により、指定廃棄物の処理を当該指定廃棄物が排出された都道府県において行うことに加え、既存の廃棄物処理施設の活用を最優先するなどの処理の推進に向けた基本的な考え方を示している。その後平成 24 年 3 月 30 日「指定廃棄物の今後の処理の方針」では、指定廃棄物が多量に発生し保管が逼迫している県においては、国が当該都道府県内に必要な最終処分場（平成 27 年 4 月に「長期管理施設」に呼称を変更）の確保を目指すとした。

環境省環境再生・資源循環局が平成 29 年 10 月に発表した資料（第 1 表）によると、平成 29 年 6 月 30 日時点で 11 都県が保有する指定廃棄物の総量は 194,080.8 トンにもものぼる。

第 1 表 指定廃棄物の指定状況（平成 29 年 6 月 30 日時点）

	焼却灰				浄水発生土 (上水)		浄水発生土 (工水)		下水汚泥 (焼却灰含む)		農林業系副産物 (稲わらなど)		その他		合計	
	焼却灰(一般)		焼却灰(産廃)		件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)
	件	数量(t)	件	数量(t)												
岩手県	8	199.8											2	275.8	10	475.6
宮城県					9	1014.2					3	2271.5	25	95.8	37	3381.5
福島県	459	125166.7	187	3702.6	35	2261.2	6	220.1	98	10718.3	70	5370.5	149	18806.8	1004	166246.2
茨城県	20	2380.1							2	925.8	1	0.4	3	229.4	26	3535.7
栃木県	24	2447.4			14	727.5	※0	0	8	2200.0	27	8137.0	6	21.3	79	13533.1
群馬県					6	545.8	1	127.0	5	513.9					12	1186.7
千葉県	46	2719.4	2	0.6					1	542.0			15	449.0	64	3710.9
東京都	1	980.7	1	1.0											2	981.7
神奈川県													3	2.9	3	2.9
新潟県					4	1017.9									4	1017.9
静岡県													1	8.6	1	8.6
合計	558	133894.1	190	3704.2	68	5566.6	7	347.1	114	14900.0	101	15779.4	204	19889.5	1242	194080.8

注 1) 栃木県の浄水発生土(工水) (1 件 66.6t) は、浄水と兼用の施設で発生したものであり、浄水発生土(上水)に含めたものとされる。

2) 環境省環境再生・資源循環局「放射性物質汚染廃棄物の現状について」(平成 29 年 10 月)説明資料, p. 4. (https://www.env.go.jp/jishin/rmp/conf/law-jokyo07/lj07_mat03r.pdf)

11 都県のうち、指定廃棄物の一時保管が逼迫している宮城、茨城、栃木、群馬、千葉の 5 県(以下、「関係 5 県」という。)については、平成 24 年 3 月に環境省が示した方針に沿って国直轄による最終処分場を確保することとし、5 県以外の都県については、既存の処分場で処分することとなっている。宮城県が保有する指定廃棄物の内訳は、浄水発生土 1014.2 トン、農林業系副産物 2271.5 トン、その他 95.8 トンとなっており、総量 3381.5 トンにのぼる。特に宮城県や栃木県は、個人などで保管する稲わらなど農林業系副産物が指定廃棄物保管量の半分以上を占めていると

宮城県における農林業系放射性廃棄物処理の現状と課題
—自治体アンケート調査を通して—

いう特徴がある。

しかし国直轄の最終処分場候補地については、平成 24 年 9 月に栃木県の矢板市の国有林、茨城県の高萩市を候補地に選定して発表されたが、地元の猛反発で住民説明会も実施できないまま白紙撤回に追い込まれたという経緯がある(岡本, 2016, p58)。このため候補地選定にかかる取り組みの大幅な見直しがなされ、選考過程において市町村長会議を通じた共通理解の醸成を図ることなどが確認された。これに基づき、平成 25 年 3 月以降、環境省はこれら関係 5 県にて市町村長会議を開催している。しかし第 2 表に示す通り、いずれの県においても指定廃棄物の最終処分場建設は実現の見通しが立っていない。

第 2 表 関係 5 県における指定廃棄物最終処分場候補地選定をめぐる動き

	指定廃棄物最終処分場候補地選定状況	市町村長会議開催
宮城県	H26. 1 候補地公表：加美町（箕ノ輪山の田代岳国有地）、栗原市（深山嶽国有地）、大和町（下原国有地） →H27. 12. 13 白紙撤回要求	H24. 10～H29. 7 14 回開催
栃木県	H26. 7 候補地公表：塩谷町（上寺島の寺島入国有林の一部） →H27. 12. 7 塩谷町長候補地返上を宣言	H25. 4～H28. 10 8 回開催
千葉県	H27. 4 候補地公表：東京電力千葉火力発電所用地の一部 →千葉県議会から再協議の申し入れ →指定解除の申出あり H28. 7 に指定解除	H25. 4～H26. 4 4 回開催
茨城県	候補地選定ならず、現地保管を継続	H25. 4～H27. 1 4 回開催 H27. 4 一次保管市町村長会議 2 回開催
群馬県	候補地選定ならず、現地保管を継続	H25. 4～H28. 12 3 回開催

注 1) 各県の HP および環境省放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト/福島県以外の各県における取組み/(<http://shiteihaiki.env.go.jp/>) (最終閲覧 R1. 1. 5) を参照のうえ、筆者作成。

3. 宮城県における原発事故影響と廃棄物

1) 放射性廃棄物発生に至る経緯

それでは、宮城県においてどのようにして放射能に汚染された廃棄物が発生するに至ったのか、またそれに対する県の対応の経緯を概観しておきたい。

先に述べたように、宮城県が保管する指定廃棄物の多くは、主に浄水発生土と農林業系副産物である。ここでは特に、牧草、稲わら、ほだ木などの農林業系副産物を中心に見ていく。

宮城県では、原発事故に伴って平成 23 年 3 月 14 日から空間放射線量の測定を、県南 7 地点(仙台市、名取市、岩沼市、亘理町、山元町、白石市、大河原町)にて開始、福島県境に近い丸森町や角田市、七ヶ宿町の測定を 4 月 5 日に追加した。その後 6 月 28 日に空間線量測定のために県北など県南部以外の市町村に簡易型放射線測定器が貸与され、7 月 11 日にようやく県内全市町村における空間線量率の定点測定が開始されている。

ところが 3 月 17 日に福島県内の水道水から放射性ヨウ素が検出、後に福島県産原乳や茨城県産野菜などから暫定規制値を超える食品が検出されたことをうけ、福島県内外での食品の放射性物質のサンプリング検査が順次行われていく(注 7)。これをうけて県産農林水産物への放

放射性物質の影響が懸念された宮城県に対しても、3月24日に国からの測定指示が出された。県はこれに対し、宮城県原子力防災対策センターが壊滅的被害を受けたため独自の測定は困難であり、東北電力㈱と東北大学の協力を経て対応するとの説明を行い、3月25日以降水道水や原乳の放射性物質濃度の測定を開始し、3月28日から県内の野菜など農畜産物等の測定も徐々に始めている。

他方、3月19日に農林水産省からの「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」が発出されたことをうけ、5月18日から宮城県産牧草の放射性物質検査が開始されている（注8）。7月8日に福島県南相馬市産牛肉から初めて放射性セシウムが検出されたことから、厚生労働省は牛肉のモニタリング検査強化を依頼する。7月15日に宮城県内で稲わらの放射性物質の測定を実施したところ、宮城県登米市及び栗原市で保管していた事故後稲わらから放射性セシウム（最大831Bq/kg）が検出され、7月19日、県内の全肥育農家に対し、事故後に収集した稲わらの給与自粛と敷料利用自粛、給与した肥育牛の出荷自粛が要請されるに至った（注9）。ところが7月22日に宮城県産の牛肉から国の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことをうけ、7月28日に原子力災害対策特別措置法に基づき、宮城県産牛の出荷制限が指示される事態となる。その後8月19日に牛の出荷制限の一部解除、8月24日には宮城県産牛の出荷再開となっている。こうした事態を受けて、農産物の放射性物質検査、農地土壌の測定に基づき、農地や牧草地の除染（反転耕等により利用自粛となっている牧草地の除染を実施）ならびに畜産物の安全確保のため、食品の新基準値（食肉100Bq/kg、牛乳50Bq/kg）を超えないよう飼料の暫定許容値を改訂し、これにあわせた飼養管理（暫定許容値以下の飼料の給与等）、牧草への移行低減対策（除染）の推進、牧草等のモニタリング調査、代替飼料確保の支援等が実施された。この結果、岩手・宮城・福島・栃木・群馬5県で約3万8千haの草地の除染が必要となった（注10）。

第3表 県産農林水産物の放射性物質検査結果（平成23年3月～24年3月）

【精密検査結果】			内									
種別	検査 品目計	検査 点数計	50Bq以下		51Bq～100Bq		101Bq～500Bq		500Bq超過			
					点数	品目	点数	品目	点数	品目		
農産物	78	410	400	97.6%	6	1.5%	4	1.0%	0	0.0%		
林産物	29	110	53	48.2%	20	18.2%	30	27.3%	7	6.4%		
畜産物	2	140	140	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		
水産物	117	647	605	93.5%	27	4.2%	15	2.3%	0	0.0%		
計	226	1,307	1,198	91.7%	53	4.1%	49	3.7%	7	0.5%		

注) 宮城県農林水産部食産業振興課「県産農林水産物の放射性物質検査結果概要（平成23年3月～24年3月）」（<https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/200158.pdf>）（最終閲覧R1.1.5）

その他の食品についても、ゲルマニウム半導体検出器による農林水産物の定期検査（毎週定期

宮城県における農林業系放射性廃棄物処理の現状と課題 —自治体アンケート調査を通して—

的に実施する検査)及び確認検査(県が実施した簡易検査において精密検査の実施の目安を超過したものの検査)が実施されてきている。平成23年3月～平成24年3月までの検査結果概要は第3表のとおりとなっており、林産物2品目(原木ムキタケ(露地),原木しいたけ(露地))が暫定規制値を超過したため当該地域に対する流通防止措置が講じられている。

それ以降の検査において、多くの農産物では平成25年度以降はほぼ検出されなくなったが、林産物(きのこ類,山菜類,栗等殻果類,たけのこは山菜類に含む)は、現在も基準値を超過する産品がある。特に原木しいたけ(露地)をはじめ、こしあぶらやたらめ(野生),ぜんまい,わらび,そして野生きのこなどが出荷制限指示下におかれている地域もあるため、原木栽培等に使用できなくなったほだ木などが廃棄物として林間に仮置きされている状況にある。

平成23年12月19日には、県内8市町が「汚染状況重点調査地域」の指定をうけ、翌平成24年2月24日には亙理町が追加、宮城県内では9市町が除染計画策定のもと平成24年4月以降、除染が始められた。これによって除去された土壌は、宮城県内の汚染状況重点調査地域8市町村(平成25年6月に石巻市は解除されたため)合計で28,388 m³にのぼり、このうち現場保管量が14,750 m³,仮置き場保管量が13,638 m³となっている(注11)。

2) 廃棄物処理をめぐる動向

さて宮城県では、原発事故の翌年、平成24年1月に「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」、そして3月には実施計画が策定された。その「基本方針の位置づけ」の中で県は、「今回の原発事故は、一義的には国と東京電力が責任を持って対応していくべきものですが、国や東京電力の対応を待っては一向に解決に向かって進まないことから、県民生活に与える不安と負担の大きさに鑑み、県が率先して基本方針を定める」と述べている。また6章の中で廃棄物処理に関しては、原発事故が原因で放射性物質に汚染され飼料及び敷料として利用できなくなった稲わらの多くが、一時保管場所や農家で保管されている状態にあること、また堆肥についても、汚染稲わらを利用した農家のうち過半数の農家で暫定許容値を超える検査結果が出ており、その処理が進んでいないため各農家で保管されていること、上水道施設での処理過程で生じた浄水発生土と下水道施設での処理過程で生じた下水汚泥においても放射性物質が検出されており、一部は処分できずに一時的に浄水場内に保管せざるを得ない状況となっていること等をあげ、「汚染稲わら、堆肥、浄水発生土及び下水汚泥は、焼却・熔融後のものも含め8000 Bq/kg以下のものは、管理型処分場に埋立することとされていますが、外部被ばくや地下水の汚染を不安視する住民の理解が得られない等といったことから」処理が進んでいない状況にあることが述べられている。

その後、国が福島県以外で指定廃棄物保管状況の逼迫している関係5県において選定する意向を示した最終処分場選定をめぐって、宮城県では県および国主催のもとで、これまで計14回にわたる「宮城県指定廃棄物等処理促進市町村長会議(以下、「市町村長会議」という。)」が開催されることになった。以下の第4表は、その市町村長会議の主な内容を示したものである。

第 4 表 宮城県における市町村長会議開催概要

	開催日	主催	主な内容
第1回	H24.10.25	県	最終処分場を県内 1 カ所に設置することについて理解
第2回	H25.3.28	国・県	環境省より指定廃棄物の最終処分場の安全性と候補地選定に係る経緯等の説明
第3回	H25.5.29	国	候補地の選定手順案について、環境省から説明
第4回	H25.11.11	国	宮城県における候補地選定手法の確定
第5回	H26.1.20	国	詳細調査の候補地 3 カ所（栗原市深山嶽,大和町下原,加美町田代岳）提示 →5月26日,6月9日環境省と 3 市町との意見交換,6月13日～16日に 3 カ所の候補地の現地視察を実施, 6 月30日意見交換
第6回	H26.7.25	国	これまでの検討経緯と県民の理解促進に関する説明
第7回	H26.8.4	県	県知事が詳細調査受け入れを表明,H26.8より詳細調査候補地で詳細調査開始 →加美町住民の反対運動により実施断念(H27も断念) →H26.8.7 県知事から環境大臣あてに「指定廃棄物処分場候補地に係る詳細調査の実施について」報告文書手渡し
第8回	H27.12.13	国	候補地の3市町（栗原市,大和町,加美町）がそろって候補地選定の白紙撤回要求.最終処分場候補地での詳細調査断念
第9回	H28.3.19	県	指定廃棄物の再測定結果公表、環境省の考え方説明（放射能が減衰し8000Bq/kg以下になったものも一般廃棄物と同様に焼却処理可）
第10回	H28.5.27	県	3市町の最終処分場候補地返上をうけて,H28.4.15 環境大臣あてに要望書を提出.未指定廃棄物の保管状況確認
第11回	H28.11.3	県	指定廃棄物以外の測定結果公表,県が8000Bq/kg以下廃棄物を県内全自治体が協力し「一斉焼却」処理する方針案を提示
第12回	H28.12.27	県	県の処理方針について,栗原市,登米市の賛同得られず半年後に再議論で決定
第13回	H29.6.18	県	「一斉焼却」断念.自治体が保管する汚染廃棄物を自圏域内で焼却するなどの個別処理(すきこみ等も可)とする新たな処理方針案を提示.各自治体が持ち帰り検討.
第14回	H29.7.15	県	前回会議で提示された提案で合意
	H29.12.27	知事と焼却予定 4 圏域の管理者との会合	

注) 宮城県ホームページ / 指定廃棄物等処理促進市町村長会議等
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/houtai/kaigi.html> (最終閲覧 R1. 1. 5), および環境省放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト / 宮城県における長期管理施設候補地の検討プロセス
http://shiteihaiki.env.go.jp/initiatives_other/miyagi/process/ (最終閲覧 R1. 1. 5), 第 8 回市町村長会議「配布資料 1」環境省「宮城県における指定廃棄物の処理に係るこれまでの経緯について」(H27. 12. 13)より筆者作成。

第 5 回市町村長会議で国から示された指定廃棄物最終処分場候補地に係る環境省の詳細調査が, 地元住民の反対により第 8 回会議において白紙撤回要求が出されたことが大きな転機となり, 第 9 回会議以降は 8000 Bq/kg以下廃棄物処理の問題へと議論が移行している(注 12)。その間, 第 8 回会議前後の平成 27 年 8 月下旬～平成 28 年 1 月下旬にかけて, 宮城県内の指定廃棄物全ての放射能濃度の再測定が行われている。その結果によると, 放射能濃度の減衰によって, 指定廃棄物の中には 8000 Bq/kg以下廃棄物となっているものも含まれていることがわかったという。これをもとに第 9 回会議では, 放射能が減衰し 8000 Bq/kg以下になったものは一般廃棄物

宮城県における農林業系放射性廃棄物処理の現状と課題
—自治体アンケート調査を通して—

と同様に焼却処理が可能であるとの環境省の考え方が示される。同様に他の関係5県についても指定廃棄物の再測定結果に基づき、第5表にあるように、保有する指定廃棄物の放射能濃度の将来推計が示されている。

第5表 関係5県の指定廃棄物等の放射能濃度に関する将来推計

	指定廃棄物の数量	うち,8000Bq/kgを超えるもの		
		現在 H28.1.1	5年後 R3.1.1	10年後 R8.1.1
宮城県	3404.1	1090	238	194
茨城県	3643.0	1030	78	0.6
栃木県	13533.1	9680	6750	4250
群馬県	1186.7	538	323	269
千葉県	3690.2	2500	1760	1510

(単位：トン)

注) 第9回市町村長会議における配布資料「参考資料3」のうち、環境省が作成した資料「5県の指定廃棄物等の放射能濃度に関する将来推計」(H28.2.25)より一部抜粋して作成。

このように、当初8000Bq/kg超で指定されていた放射能汚染廃棄物も、時間の経過によって放射能濃度が減衰していくことが示されたことをうけ、第11回市町村長会議では宮城県の新たな処理方針(案)が提案されることになる。その内容は、①今回の測定により8000Bq/kg以下であることが確認された約36,000トンの汚染廃棄物について、県内全ての自治体が協力して広域処理を行う。②処理方法は、通常の一般ごみと「混焼」とし、生じた焼却灰は管理型最終処分場に埋め立てる。③排ガス・排水等の監視や環境モニタリングを適切に行い、安全性を十分に確認しながら処理を行う。④まずはごく低い濃度から試験焼却をスタートさせ、各処理施設における安全性を確認しながら慎重に処理を進める。⑤試験焼却の状況を踏まえ、混焼割合により、焼却灰の放射能濃度を調整する。⑥各自自治体が処理する廃棄物の量については、汚染廃棄物の保管量や各処理施設の状況等を踏まえ、県が間に入って調整する。⑦広域処理とは別に、各自自治体が焼却以外の方法(堆肥化やすき込み等)によって独自に処理することは可能、となっている。

これに伴って平成29年3月には「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」が改訂され、そこでは「8000Bq/kg以下のものは通常の一般廃棄物として処理すること」となっているにもかかわらず、「未だにその多くが一時保管場所や農家で保管されているのが現状」であり、8000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の速やかな処理を目指すと言われている。

その後の第13回市町村長会議において、県知事の県内一斉焼却の提案を受け、各市町村の処理意向に関する調査結果が報告された。宮城県環境生活部循環型社会推進課が各市町村における8000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理意向(堆肥化・すき込み・林地還元・焼却等)を平成29年5月11日～26日にかけて調査したところ、総量36,045トン(26市町村)のうち、①農林地還元6,397トン(16市町村) ②焼却14,992トン(10市町村) ③未定14,656トン

(9 市町村) (市町村数は重複あり) との回答が寄せられたという(注 13). これによって県が提案した「一斉焼却」に対する全自治体からの同意を得ることはできず, それに代わって各自自治体が保管する汚染廃棄物を自圏域内で焼却するなどの個別処理(すきこみ等も可)とする新たな処理方針案が提示されるに至った. その後, 第 14 回市町村長会議においてこの方針変更案が合意され, 各自自治体ごとの対応が目指されることになる. 宮城県環境生活部循環型社会推進課が作成した資料「宮城県における 8000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物の濃度測定結果について(統合版)」によると, この時点で宮城県全体での 8000Bq/kg 以下廃棄物保有量合計 36044.9 トンの内訳は, 以下の第 6 表のとおりとなっている. このうち, 加美町, 大崎市, 登米市の県北 3 市町の保有量が 18366.5 トンとなっており, 全体の約 51%を占めていることになる.

第 6 表 宮城県における 8000 Bq/kg 以下の放射能汚染廃棄物の保有量

汚染廃棄物種別	稲わら	牧草	堆肥	ほだ木	その他	合計
県内保有量(トン)	1905.7	19381.9	3744.3	11011.4	1.5	36044.8
種別毎保有量の割合	5.29%	53.77%	10.39%	30.55%	—	100%
保有市町村数	11	19	8	22	1	計 26

注) 第 14 回市町村長会議(H29.7.15)における配布資料のうち, 宮城県環境生活部循環型社会推進課が作成した「参考資料」より筆者作成.

第 14 回市町村長会議以降は, 焼却の意向を示した市町村が含まれる 4 圏域(石巻広域, 大崎広域, 仙南広域, 黒川広域)の管理者と県知事との会合(H29.12.27)が開催され, 「当該 4 圏域で 8000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物の試験焼却を, 平成 30 年 2 月上旬以降のできるだけ早い時期に開始するよう努力すること」が確認された. これにしたがって, 県内で最も早く試験焼却に着手した仙南地域広域行政組合では, 平成 30 年 3 月から 11 月まで, 角田市にある仙南クリーンセンターにて試験焼却を実施し, 令和元年 5 月から本焼却が開始されている.

また, 平成 30 年 10 月から試験焼却を行った石巻広域クリーンセンターでは, 同年 11 月に本焼却を始め, 市内で保管する 2000~5500Bq/kg の稲わら約 70 トンを一般ごみと混ぜての本焼却をすでに終えている(注 14). 他方, 平成 30 年 5 月~10 月にかけて試験焼却が行われた黒川行政事務組合では, この試験焼却および農地還元などによって大和町と大衡村の全量の処理を終えたことから, 残る大郷町の汚染廃棄物の稲わら 38.1 トンに関しては, 当初の本焼却予定から濃度を下げて農地還元処理を行うよう変更する意向が示された(注 15).

一方, 牧草や稲わらの保管量の多い大崎広域では, 平成 30 年 10 月から翌年 3 月までの約 6 か月間で, 農林業系廃棄物 8000Bq/kg 以下最大 90 トンを 1 施設当たり 1 日最大 1 トンペースで焼却するという試験焼却がなされたが, これらの中止を求める住民訴訟や仮処分申立てがおきている(注 16). 住民からの反対運動では, 放射能汚染廃棄物処理に際し, 既存の焼却施設・既存の処分場を利用することの問題, 8000Bq/kg の基準の根拠や安全性に疑問が呈され, 焼却時に煤煙に含まれる放射性物質の濃度(バグフィルター除去性能)や, 最終処分場での焼却灰の飛散,

宮城県における農林業系放射性廃棄物処理の現状と課題 —自治体アンケート調査を通して—

浸出水の汚染対策が問題視されている。

4. 自治体における原発事故影響と課題—自治体アンケート調査から—

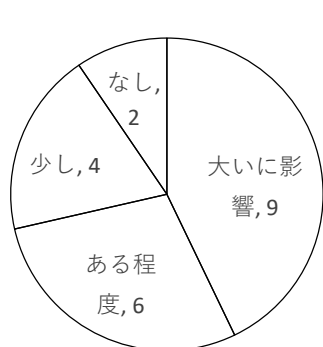
1) アンケート調査の概要

これまで見てきたように、宮城県内における放射能汚染廃棄物処理をめぐる問題は、県内全市町村にとって対応が迫られている喫緊の課題となっている。こうした現状を、各自治体はどのように受け止め、どのような課題を抱えているのだろうか。ここでは、宮城県内の35自治体(14市20町1村)を対象とし、震災以後に原発事故対応を行った担当部署の担当者宛てに行ったアンケート調査の一部を手掛かりに考察したい(注17)。本調査は、原発事故後に現場レベルで対応にあたり、地域住民の声に触れる機会が多かったと考えられる担当者らに回答を依頼し、原発事故による影響の実態を捉えることを試みたアンケート調査である。本稿では、その中から事故対応と廃棄物処理に係る回答が多かった質問部分のみをとりあげることとする。なお、回答は記名式で得たが、ここでは匿名にて回答内容を記述する。調査期間は2019年8月14日～22日にかけて配布(23自治体は訪問及び手渡しにて配布, 12自治体には電話及びメール送信にて配布), 回答は郵送およびメール返信にて9月25日までに25自治体から得られ、回収率は71.4%であった。

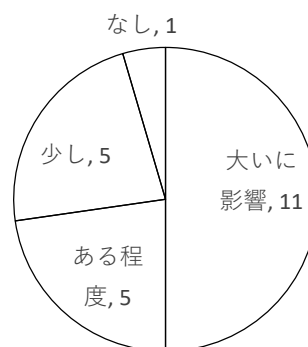
2) 回答の集計結果

(1) 原発事故による影響について

まずはじめに、原発事故によってこの8年間を通して影響を受けたと思われる項目として「a. 大気・土壌などへの影響」「b. 農林水産物への影響」「c. 住民生活への影響」「d. 教育機関における影響」「e. 観光業などの地域産業・経済への影響」の5項目の中で、該当すると思われるもの(複数回答)についての影響の度合いを訪ねたところ、「大いに影響があった」と答えた自治体が多かったのが「b. 農林水産物への影響」(第1図)だった。行政面における影響については、



第1図 農林水産物への影響



第2図 住民不安や要望への対応

注) 図内の数値は、回答した市町村の数

「a. 平常時にはない県や国とのやりとり」「b. 総合計画やまちづくり基本方針等の見直し」「c.

住民不安や要望への対応」「d. 転入者の増減」「e. 転出者の増減」の5項目の中で、「a. 平常時にはない県や国とのやり取り」および「c. 住民不安や要望への対応」（第2図）において大いに影響があったと回答した自治体が多かった。

(2) 除染などの原発事故対応について

原発事故後の対応の中で自治体を実施した内容は、空間放射線量の測定をはじめ、農産物等住民持ち込み食品の検査、保育所や小中学校の給食検査、魚市場等での全量検査、浄水発生汚泥の測定など多岐にわたっている。

なかでも空間線量測定に際して、モニタリングポストの他、住民から依頼があった場所など定点以外の場所（例えば公園や河川敷、公共施設、水路、汚染牧草保管場所、焼却施設周辺など）の測定を必要に応じて行っていた自治体が9市町村あった。また除染を行ったと回答した12自治体のうち、汚染状況重点調査地域に指定されていないけれども独自除染を行った自治体が7市町村含まれていた。汚染状況重点調査地域においては除染計画のもと平成24年4月前後から除染が実施されているが、原発事故から1年以上経過することになったことから、それを待たずに独自除染をした市町村も少なくなかったことがうかがえる。除染箇所と方法については、学校・保育園などの教育施設において、空間線量が $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以上の場所の覆土除染、あるいはホットスポットの表土除去、グラウンド等の土壌の剥ぎ取り、採草地の天地返しなどを施している。これらには自治体独自の予算が当てられて実施されたケースが多く、こうした放射能対策経費についての損害賠償請求を行ったと回答した自治体は、アンケート回答全体の中で19市町村にのぼっている。他方、こうして除去した土壌や廃棄物の保管は、学校敷地や公園敷地など除去前の敷地内で行っている自治体が8市町村あり、その他汚染牧草などは同自治体内の仮置き場等で保管されているという。

さらに事故後の対応に際してわからなかったこと、苦慮したことなどについては、「放射能に関する基礎知識がない中で住民への説明や対応方法に苦慮した」「農作物や牧草が放射能汚染された際、どのような対応をしてくれるのかといった（住民からの）お叱りの声を何度も受けた」

「原発に対する知識があまりなかったこと、事故対応に関するマニュアルもない中で住民対応に苦慮した」「焼却灰の放射能濃度が高く、処分先が見つからない事態に陥った」といったように困難な対応を迫られたことを挙げる自治体が多かった。また損害賠償請求に関し「東京電力に対する損害賠償請求に係る交渉が長期化している」「事故対策に要した費用の損害賠償請求は過去に例がなく、和解に至るまでに相当の労力を要した」「通常の業務と事故対応業務を平行させるのは多大な労力が必要であり大変である」など、通常業務の他に生じた事故対応に相当苦慮したことを挙げる自治体も少なくなかった。

(3) 自治体が抱える現状と課題

「原発事故後の国の政策について、自治体の意見や要望が反映されていると思うか」について尋ねたところ、回答のあった25自治体のうち、「思う」が1、「思わない」が8、「どちらともい

宮城県における農林業系放射性廃棄物処理の現状と課題 —自治体アンケート調査を通して—

えない」と答えた自治体が12（すべて数値は市町村数）となった。その理由については「原子力災害対応に関し様々な要望を出しているが、未だに具体的な内容が示されていない」「指定廃棄物の処理に関し、市町村の事業を査定するかのような対応が多い。現場の実情を考慮すべきであり、本来、対住民への説明責任は国が負うべきものとする」「賠償請求に応じられている自治体とそうでない自治体がある」「除染方法や賠償などが福島県と異なっている」「国は早かったが県が遅かった」「処理施設などを保有していない小規模自治体にとって、復興業務の人的不足などから大変厳しい状態であり、もっと国の積極的な関与が望ましい」といった回答が得られた。

さらに、自治体が抱えている現状の課題については、廃棄物処理に関する回答が圧倒的に多かった。「除染土壌等の処分方法が定まらず、現場保管となっており対応が必要」「農林業系汚染廃棄物の処理が未だに実施できない。住民団体からは根強い反対がある。指定廃棄物の処理方法についても、市町村には情報が入ってこない状況にある」「汚染除去土壌を学校敷地内や公園敷地内に一時保管してあり、多くの子どもたちが利用している。長期保管には適さないので、早く処分先を決めてもらいたい。また近隣市町の農林業系廃棄物の処理が隣市の焼却施設で進められているが、現在も住民の反対等の意見があるため町内での処分は困難である」「汚染土壌や牧草、焼却灰などまだまだたくさん解決しなければならないことがあり、少しでも早くこれらが解消されるよう、国はもっと力を注いでほしい」「一般廃棄物処理については法の規定により市町村が担うことになったが、一部住民の強い反発もあり、現場では対応に相当苦慮している。これらへの対応は専門知識をもった国がもっと積極的に関与すべき」「原発事故から8年経過しているが、まだまだ放射能関係の問題が残っている。宮城県の計画が令和2年度で終了するため、その後どのような対応をとっていくかが課題である」との意見が寄せられ、多くの自治体において廃棄物処理の問題に言及されていた。

5. 考察

東電福島原発事故は、そもそも放射性物質が自然環境に拡散され長期にわたって存在する状況を想定しない「法の空白状態」（田中, 2014）の下で起きた。緊急時対応を可能にする特措法そのものが、既存法との間で矛盾を抱えているという問題（ダブルスタンダード）が指摘されており、事故前は100 Bq以下でなければ廃棄物として扱えなかったものが、事故後に80倍に緩和された特措法上で、「国の基準」以下であることを根拠に焼却などによる「処理の推進」が目指されている。他方、その特措法に基づく廃棄物処理方針についても、当初は国主導で処理するとの意向が示されたものの、福島近隣各県における最終処分場候補地選定が難航した結果、県主導での一斉焼却方針が提案され、その後処理方法は各自治体ごとの対応に委ねられることになる等、場当たりに推移し、結果的に処理負担が自治体に転嫁されてきている。

公害問題の原則である「汚染者負担の原則」に鑑みれば、住民不安への対応や説明は、本来排出者である東電と国策として推進してきた国が負うべき責任である。しかし「排出者と処理の主体が断絶しているため、震災から8年が経過しても、指定廃棄物の最終処分場の候補地選定過程における合意形成が難航する構造に陥っている」（鄭, 2019, p. 60）との指摘の通り、「国の責任で」

とはいうものの、実態としては被災地域の自治体が、加害者が負うべき処理負担を肩代わりしている現状にある。そもそも廃棄物行政は住民との合意形成の場であり、相互の信頼の上に成り立つ住民自治の現場である。しかし原発事故後の放射能汚染廃棄物処理をめぐる一連の問題は、これまで廃棄物行政にあたってきた自治体に「未知の対応」を強いている（北村, 2012, p56-57）。

いうまでもなく現在「廃棄物」となっている農林業系副産物は、牧草や稲わら、原木栽培用のほだ木など、原発事故が起きなければ県内の一次産業を支えたはずの重要な生産財である。農地や牧草地の汚染は、食品汚染を通して消費者の「食の安全」を脅かすというばかりではなく、生産者にとっての生存・生活を支える生産基盤を脅かし、地域産業の土台を揺るがす。「今回の原子力災害の根本的な問題は、放射能汚染により農産物が売れないといったフローとしての経営面に限った事柄ではなく、むしろ生産基盤であるストックとしての農地や、それを維持する社会関係資本としての農村共同体が決定的に毀損されたことにある」（小山・小田切, 2014, p. 3）との指摘どおり、福島県の近隣県においてもそうした影響が及んでいる。廃棄物処理の促進に際して、国や県は「農家の負担軽減」を掲げるが、保管農家の中にも焼却は放射性物質を拡散させる恐れがあるため、隔離保管の方が安全ではないかと考える農家の方もいる（注 18）。にもかかわらず「農家の負担軽減」を焼却処分の理由に掲げることは、反対住民と保管農家とを対立構図に置くことになり、農村社会内の相互関係や地域社会内部の関係性に亀裂を生む。処理方法をめぐるコミュニティ内での意見の対立や、それまで信頼関係を醸成してきた住民と自治体間に生じる軋轢も、原発事故が地域社会にもたらした大きな被害である。

この問題の根底には、国の原子力政策のもと、環境法体系そのものが「安全神話」の枠組み内にあったことがある。今後、こうした事態を再び招かないためには、放射性物質を環境汚染物質として組み込むことになった環境基本法ならびに環境関連法をいかに整備していくのが極めて重要になる。しかしこの移行期にあつて、緊急対応のために制定された特措法が今後の環境関連法整備にどのように転化されていくのかについては注意深く見ていく必要がある（注 19）。

原発事故は、県境に関係なく汚染の影響が及ぶことを明るみにした。事故が起きた際の廃棄物処理を想定すれば、関連する市町村の住民および自治体は、今後の環境政策形成の主体となるはずである。原子力災害のような広域災害に際して、今後は原発立地県の周辺県においても、こうした放射性物質による汚染を想定した予防的措置を講ずるための、社会的な合意形成の場が不可欠になると考えられる。

注 1) 福島県外における汚染稲わらと廃棄物処理をめぐることは、岩手県の事例を通じた検証がいくつかなされてきている（齋藤, 2018; 横山, 2012 など）。

2) その他「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」、「土壌汚染対策法」、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」及び「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が挙げられている。

3) 環境省/放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト/放射性物質汚染廃棄物とは
/(http://shiteihaiki.env.go.jp/radiological_contaminated_waste/)

宮城県における農林業系放射性廃棄物処理の現状と課題
—自治体アンケート調査を通して—

- 4) クリアランスレベルとは、放射性物質として扱う必要がないものとして、放射線防護の規制の枠組みから外す際に適用されるものとされる。原子力規制委員会(<https://www.nsr.go.jp/activity/regu>)
- 5) これに対して環境省は「100 Bq/kg は廃棄物を安全に再利用できる基準」と説明しているが、日本弁護士連合会は「100 Bq/kg はもともと、廃棄物処理法の対象として処理できるかできないかを決定し、それ以下でないと廃棄物を安全に処理できない基準として設定されたもの」であり、「今日もなお、福島第一原発事故によって放出された放射性物質以外によって汚染された物については、100 Bq/kg を基準としたまま」であるという二重基準状態にあることを指摘し、特措法に本質的な疑義が生じていることを指摘している。日本弁護士連合会(2015)「放射性物質汚染対処特措法改正に関する意見書」p. 4.
- 6) 環境省、報道発表資料、特措法施行状況検討会「放射性物質汚染対処特措法の施行状況に関する取りまとめ」(平成 27 年 9 月 30 日)(<http://www.env.go.jp/press/101515.html>)
- 7) 3 月 20 日から 24 日までの 5 日間に、福島県、茨城県、新潟県、群馬県、栃木県、千葉県、埼玉県、山形県、神奈川県、東京都の水道水、原乳、露地野菜、施設野菜および新潟県や長野県等での流通野菜の放射線量のサンプリング検査結果が順次自治体によって公表された(厚生労働省記者発表資料)。しかし宮城県では 3 月 22 日の県知事記者会見で「県内の農畜産物に関する放射性物質検査を行わないことを決めた」との方針が発表されていた。
- 8) 宮城県食肉衛生検査所/平成 23 年度調査研究「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う牛肉中の放射性セシウム検査について」(<https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/117846.pdf>)
- 9) その後の調査で、県内肥育農家 861 戸中、原発事故後集めた稲わらを給与した農家は 225 戸と判明。宮城県食肉衛生検査所「検査所だより」vol. 46 (平成 23 年 9 月 29 日)。
- 10) 農林水産省生産局畜産部「原発事故の畜産業への影響と対策」(平成 25 年 1 月)p. 5.
(<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/tikusan/bukai/h2401/pdf/data6.pdf>)
- 11) 環境省除染情報サイト、「汚染状況重点調査地域(福島県外)における保管場所の箇所数及び除去土壌等の保管量(H31.3 末現在)」(http://josen.env.go.jp/zone/pdf/removing_soil_storage_amount_h31_03.pdf)
- 12) 宮城県知事より環境大臣あてに平成 28 年 4 月 15 日付「放射性物質汚染廃棄物の処理促進に向けた取り組みに関する要望書」が提出され、当初、最終処分場候補として国が指定した「3 市町が詳細調査候補地返上を表明したことを受け、本県の市町村長会議にて一定の方向性が出るまでの間、国の現地調査を見合わせる事」および「8000 Bq/kg 以下の汚染廃棄物の処理を県全体で進めるために必要な取り組みに対して十分な財政支援を含め、国の責任ある支援を行うこと」などの要望が伝えられた。(第 10 回市町村長会議「環境省提出資料」による)
- 13) 第 13 回市町村長会議、配布資料 2「8000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理意向調査について」。
- 14) 2019 年 3 月 23 日付「河北新報」
- 15) 黒川地域行政事務組合 2 月議会・全員協議会(2/18) 及び大郷町議会全員協議会(2/19)にて決定。2019 年 2 月 19 日、2 月 20 日「河北新報」。
- 16) この大崎市岩出山のごみ焼却施設で試験焼却する事業に対して周辺住民が大崎地域広域行政事務組合と大崎市に中止を求めた仮処分申請に対し、仙台地裁は令和元年 4 月 26 日に申し立てを却下する決定をしたが、住民側は即時抗告する方針を示した。「河北新報」「毎日新聞」「朝日新聞」「読売新聞」(全て 2019 年 4 月 27 日)。
- 17) 本アンケート調査は、科研費(17K12632)基盤研究(C)「福島近隣地域における地域再生と市民活動—宮城・茨城・栃木の相互比較研究—」(研究代表:鳴原敦子)の一環として実施したアンケート調査の一部である。

- 18) 2017年11月登米市と栗原市への訪問調査時における畜産農家への聞き取り調査, また2018年12月大崎市への訪問調査時における焼却反対運動住民訴訟団代表への聞き取り調査による.
- 19) 「非常時向けの枠組みが, 従来の廃棄物体制を浸蝕し平時における政策へと転化されようとしている」として, 「非常時の平時化」への懸念を示している論者(鄭, 2019, p75), 「自治権を上回る国家的法益を憲法上認めることができるか」との疑義を呈する論者(北村, 2013, p. 263) もいる.

引用文献

- 鄭智允(2019)「指定廃棄物処理における自治のテリトリー」『自治総研通巻489号』2019年7月号, pp. 45-82.
- 北村喜宣(2013)「東日本大震災と廃棄物対策」環境法政策学会編『原発事故の環境法への影響』商事法務, pp. 127-142.
- 小山良太・小田切徳美(2014)「原子力災害と福島県農業・農村・農協」東北農業経済学会『農村経済研究』第32巻第1号, 2014年, pp3-14.
- 岡山信夫(2016)「放射性物質汚染対処特措法に基づく廃棄物処理の経過と課題」農林中金総合研究所『農林金融』2016. 3, pp. 50-61.
- 大塚直(2013)「放射性物質を含んだ廃棄物・土壌問題」『震災・原発事故と環境法』民法研究会, pp. 112-115.
- 齋藤俊明(2018)「放射性物質汚染廃棄物をめぐる岩手の現状と課題」『中央大学社会科学研究所研究報告』(27), 2018年3月, pp. 143-161.
- 下山憲治(2017)「原子力規制の法的問題—いわゆる新規制基準の法的論点を中心に—」岩波書店『環境と公害』Vol. 47 No. 2 AUTUMN2017, pp. 21-32.
- 田中良弘(2014)「放射性物質汚染対処特措法の立法経緯と環境法上の問題点」『一橋法学』第13巻第1号, 2014. 3.
- 横山英信(2012)「岩手県の復旧・復興をめぐる現状と課題—津波被害に対する三陸沿岸の取組みと県産農林水産物の放射能汚染への対応—」『復興の息吹—人間の復興・農林漁業の再生—』農山漁村文化協会, pp. 61-115.

謝辞

本調査・研究を進めるにあたり, 宮城県内各市町村役場の担当者の方々には, 大変ご多忙の中, 貴重な時間を割いてアンケート調査にご協力いただきました. ご協力いただきました皆様に心からの感謝とお礼を申し上げます.

なお本研究は, 科研費(17K12632)基盤研究(C)「福島近隣地域における地域再生と市民活動—宮城・茨城・栃木の相互比較研究—」(研究代表: 鳴原敦子)の助成を受けて実施したものです. ここに記して謝意を表します.